

安全の手引き (モルディブ)

平成27年3月1日
在スリランカ日本国大使館

目 次

I	はじめに	1
II	防犯の手引き	2
1	防犯の基本的な心構え	2
2	最近の当地情勢	2
3	防犯のための具体的注意事項	3
	(1) 住居	
	(2) 外出時	
	(3) 生活上の注意事項	
4	交通事情と事故対策	8
5	テロ・誘拐対策	8
6	麻薬事件等に対する警戒	9
7	緊急時に役立つ簡単な現地語	10
III	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	11
	＜内乱・暴動等に備えた心得＞	
1	平素の心構え・準備	12
	(1) 連絡体制の整備	
	(2) 一時避難場所及び緊急退避先	
	(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備	
2	緊急時の行動	13
	(1) 心構え	
	(2) 情勢の把握	
	(3) 大使館への通報等	
	(4) 国外への退避	
IV	資料	16
	○緊急事態に備えてのチェックリスト	
	○緊急時連絡先リスト	

I はじめに

モルディブで生活されている在留邦人の皆様にとりまして、ご家族共々事件や事故に巻き込まれることなく、安全に生活を送ることのできる基盤造りは最も重要なことのひとつです。

この基盤造りの一助にさせていただくため、当地の犯罪事情や交通状況などを踏まえて、邦人の皆様が被害に遭うかもしれない事件・事故に対する具体的な心構えや注意事項を網羅した「安全の手引き」を作成いたしました。

この手引きが当国で生活される在留邦人の皆様の一助になれば幸いです。

●このマニュアルのうち、III「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」については、退避などの緊急事態が生じた際に役立つ情報を記載していますので、印刷して携行品に加えていただくことをお勧めいたします。

平成27年3月1日
在スリランカ大使館

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

犯罪に遭わないための確実な方法は残念ながらありません。

しかし、何らかの対策を講ずることにより、被害者となる確率を低くできます。

海外生活における安全のための三原則は

「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」

であると言われてています。

そのほかに御配意頂きたいことには、以下のものがあります。

- (1) 何よりも「自分と自分の家族の安全は自分たち全員で守る」との心構えが基本である（家族全員で安全意識を高める）。
- (2) 「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を怠らない。
- (3) 悲観的に準備し、楽観的に行動する。
- (4) 現地での行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風習や価値観を十分に考慮つつ行動する。
- (5) 住居の安全対策が、生活面での安全対策の基盤である。
- (6) 現地社会に早く溶け込み、治安情勢等に関する様々な情報が日頃から得られるようなネットワーク作りを心掛ける。
- (7) 犯罪者の立場になって自らの安全を考えると、注意すべきことがより鮮明に見えてくる（住まいの外周，玄関ドア，窓等の点検，身の回りを常時点検）。

2. 最近の当地情勢

(1) 治安情勢

一般的にリゾート島は治安が保たれていると言われており、一般犯罪の発生はほとんど報告されていません。

しかし首都マレでは、治安当局が、「犯罪集団（いわゆるギャング）」、「違法薬物の蔓延」、「イスラム過激思想の流入」の3つを治安上の問題点として挙げるなど、治安の悪化が問題になっています。

(2) 犯罪情勢

ア 犯罪組織による犯罪

マレ市内に約30あるとされる犯罪組織が、違法薬物の密輸入、密売買などを行い、違法薬物の蔓延を助長しているほか、犯罪集団同士の縄張り争いから抗争事件が発生し、死傷者も出ています。

イ イスラム過激思想の流入

インターネットからの情報やテレビの報道などの影響を受けて、過激な思想を持つようになる者が出ており、デモや集会を行うなど、治安に影響を与えています。

また犯罪集団が、自らの罪を正当化するために、このような思想を使う事例も見られます。

ウ 一般的な犯罪

空き巣や置き引き、ひったくりなどの一般的な犯罪も相当数発生しており、注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項

モルディブの場合は、首都のマレ等の住民島に居住する場合とリゾート島に居住する場合とでは居住パターンが異なります。マレの場合は、その多くがアパート居住になると考えられ、住民島では貸間又は戸建て、リゾート島であれば宿舎に居住することとなります。ここでは、主にマレに居住する場合を想定した防犯のための住居選択や警備方法について説明します。いずれの場合も、火事など緊急時の避難経路の確認を怠らぬで行ってください。

(1) 住居（選択及び警備方法等）

(ア) 住居選択の際の一般的注意事項

マレでは、狭い地域に住居が密集しており、以下の要項を満たす物件は少ないと思われませんが、住居を選択するに当たって検討してください。

(a) 選定地域の治安状況等を確認する。

- 防犯の見地から、治安の良好な場所に選定する。
- 周囲に政府要人の建物、軍・警察関係施設、重要経済施設の近隣は避ける。
- 隣人の身分を確認する。
- モスク等、人の多く集まるところに隣接していないか確認する。

(b) 住居の安全性を確認する。

(集合住宅の場合)

- 建物の出入り口（裏口を含む）の警備・管理がしっかりなされている。
- 居住者以外が勝手に出入り出来ない構造（オートロック等）になっている。
- 賊の侵入を少しでも防ぐため3階以上の建物で、かつ、世帯数も多くない物件の上階を選ぶ方が望ましい。
- 駐車場は、24時間体制で管理人や守衛により管理されていることが望ましい。
- 防火設備や非常階段がない建物への入居は避ける。

(独立家屋の場合)

- 塀の高さが2 m以上で忍び返しが付いていることが望ましい。
- 外側から家屋の内部が直接見えないこと。
- 建物の周辺に塀を乗り越えやすい樹木がないこと。
- ドア・窓は堅固であり、ガラス部分には鉄格子が取り付けられていること（内側に付けてあるのが効果的）。また二重の錠やドアチェーンが付いていること。
- 防犯用（室外）の照明設備が整っていること。
- 使用人の部屋と母屋が完全に分離されていること。
- 孤立した一軒家は避ける。

(イ) 警備方法（独立家屋の場合）

(a) 可能であれば、警備員を雇用するのが望ましい。

警備員を雇った際には、どのような警備をさせるかをよく説明し、漫然とした警備にならないようにする。勤務状況についてはよく観察し、怠慢な勤務をする者については、警備会社に抗議するか、警備員の交代を要求する。

(b) 室内・室外共に照明を明るくすることが必要。特に屋外の照明は、夜間を通して点灯しておくのが効果的である。

(2) 外出時の注意事項

(ア) ひったくり

路地などでオートバイを利用した二人組のひったくり事件が多く発生しています。そのほとんどが女性のハンドバッグを狙った犯行

で、特に女性は注意が必要です。

《対策》

- 歩行中、ハンドバッグ等は、身体の車道側に持たない。
- 人通りの少ない路地などで一人歩きをしない。

(イ) スリ・置き引き

混雑場所、催物の見物会場などの場所でスリ・置き引き事件が発生しています。

《対策》

- 多額の現金を持っている素振りをしたり、支払い以外の現金を見せたりしない。
- 身体を押されたり、触られたりしたら、直ぐに所持品をチェックする。
- 混雑した場所では、手荷物を身から離さない。
- 一般群衆の中で単独行動をしない。

(ウ) 窃盗（空き巣）

モルディブでは、外出した際、自宅の現金、電化製品（携帯電話、パソコン）等が盗まれる空き巣事件が多発化傾向にあります。過去には、在留邦人宅に何者かが侵入し、現金、家財道具の他パスポート等が被害にあったとの報告があります。

(エ) 邦人を対象にした強盗、殺人及び脅迫

観光客も含め、邦人が強盗・殺人及び脅迫の被害にあったという報告はありません。

しかし、人通りの少ない路地などで、刃物を使って金品を脅し取る路上強盗事件が発生しています。特に夜間の発生が多くなっています。

(a) 上記（ウ）及び（エ）の一般的対策

前述の「住居選定の際の注意事項」「警備方法」及び後述の使用人に関する注意事項を参照

(b) 万が一、強盗・空き巣等の被害にあった場合

- 強盗に入られた場合は、抵抗せず努めて冷静を保ち、犯人と視線を合わせないようにすると共に、チャンスがあれば犯人の人相、服装、その他特徴を観察し記憶する。
- 空き巣にあった場合は、現場を保存し、直ちに最寄りの警察署

に届ける。警備員を雇用している場合、警備会社の管理者が来て現場を見せて欲しい旨要求することもあるが、警察が来るまでは現場に近付けない。警察の捜査によっても犯人逮捕、盗難品の回収につながる可能性は低い。警察の巡回が増えるなど、再発防止につながる。なお、盗難保険に加入している場合は、警察による調書が必要になる。

(オ) 車上狙い

夜間に人通りの少ない所や目の届かない所に駐車することを避けるとともに、車両から離れる際は短時間の場合であっても施錠状況を確認し、座席等外部から見える場所にバッグ等を置かないように注意してください。

(カ) 乗り物盗

モルディブでは、四輪車両台数が少なく、バイクや自転車を交通手段とする場合が多いことから、これらを対象とした盗難事件が多発しています。夜間に人通りの少ない所や目の届かない所に駐車することを避けるとともに、バイク等から離れる際は必ず施錠し、前かご等に購入物を置いたままにしないように注意してください。

(キ) 夜間に外出する際の注意事項

モルディブでは、夜間に強盗、強制わいせつ等が散発的に発生しています。家族等に外出先及び帰宅時間等を知らせるとともに暗い道での散歩による行動を避け、帰宅が遅くなった場合は、できるだけ人通りのある大きな道路を通行するようにしてください。なお、夜間に外出する際は、日本で販売している防犯ブザーを携帯することをお勧めします。

(3) 生活上の注意事項

(ア) 風俗・習慣・国民性

国民のほぼ100%がイスラム教（スンニ派）であり、イスラム教の教義に基づいた生活をしており、その風俗・習慣を尊重する必要があります。

飲酒はリゾート島以外では禁じられており、一部免税店を除いて酒類の販売はありません。また、断食期間（ラマダン）にはリゾート島を除き日中の飲食も禁じられています。

(イ) 近隣者

(a) 隣人と良好な人間関係を維持し、隣人がどういう人物かを知っておくことが有効。

(b) 最寄りの邦人（知人）宅の位置及び連絡方法を確認する。

(ウ) 訪問者

(a) 訪問者があっても、直ぐに扉を開けず、覗き窓やインターフォンで確認し、ドアチェーンをかけたままで対応する。

(b) 頼まない工事関係者等がきたら、内部に入れずに用件、会社名、身分証明書を確認し、さらに会社に電話で確認する。

(エ) 使用人（メイド、ドライバー、警備員等）

(a) 使用人の雇用にあたっては、信頼できる人物であることが最も重要であり、邦人が一定期間雇ったことがある人物を雇う等の心掛けが必要です。前任者から引き継ぐ場合には、使用人の性格や勤務ぶり等をよく聞いておき、雇用に際しては、氏名、住所、家族、連絡先、電話番号等の情報を記録化するとともに、雇用条件や解雇に関する条項を契約書に必ず明記する必要があります。

(b) 隙を見せず、貴重品や現金を不用意に放置しない。

(c) 使用人が犯罪の手引きをする場合があるので、常日頃から使用人の言動の変化に注意する。

(d) 使用人や警備員が勤務中にむやみに外部の者と接触すること、許可無く外部の者（使用人の家族、知人等）を自宅敷地内に立ち入らせることを禁止する。

(e) 不在時の連絡先は教えても、行動予定を教えない。

(f) 要すれば、使用人が帰宅する際に所持品を家族又は警備員が点検する。

(オ) 電話・郵便物

(a) 盗みの探りを入れるための電話がかかってくる可能性もあるので、相手が名乗る前にこちらから名乗るのは避ける。

(b) 差出人が分からない様な予期せぬ物が送られてきたときは、受け取らない。

(c) 郵便物が自宅に届けられる過程で、中身が盗まれることがあるので、高価な物及び貴重品の郵送を避ける。他方、重要書類等を送付する際も信頼のおける業者を使うなど工夫する。

(カ) 施錠

- (a) 外出時及び夜間就寝時には確実に戸締まりをする習慣をつける。
- (b) 自宅の鍵は家族が管理し、使用人や警備員には絶対任せない。
- (c) 外出の際は、主寝室はもちろん、貴重品を保管している引き出しの鍵も必ずかける。また、普段から主寝室には使用人を立ち入らせない。

(キ) 写真撮影

警察本部等周辺は、写真撮影の禁止区域となっているので、注意が必要である。

4 交通事情と事故対策

(1) モルディブの交通事情

モルディブは、マレ島を中心にした約1,200の島から成る島嶼国家で、人が住んでいる島は約200足らずしかありません。従って、マレ島、フルレ島（空港島）、その他一部の島を除いては車が走行しておらず、在留邦人の車の個人所有例もほとんどありません。マレ島を例に挙げると、車の走行台数は少なく、深刻な交通渋滞も起こらず、交通ルールも比較的良く守られています。しかしながら、バイク及び自転車の台数は多く、車の進行が妨げられる場合があるほか、タクシー運行手の中には歩道に乗り上げながら運転するといった乱暴な運転も見られるので歩行中は十分注意が必要です。

(2) 事故対策

通常交通ルールを遵守し、通行車両に注意すれば、特に危険にさらされることはないと思われます。

(3) 事故を起こした場合

交通事故を起こした場合は、けが人を保護し、警察に通報したり保険会社に連絡するなど、通常とすべき措置をとってください。ただし、モルディブでは保険制度はあまり一般的ではありません。

5 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

最近の国際テロ情勢に照らした場合、安全な国はないとの基本認識をもって対策を考えることが重要と思われます。

2007年にマレにおいて爆弾テロが発生して以後は、比較的安定した

状態が続いていましたが、最近の国際情勢の影響から、イスラム過激思想の広まりが治安に影響を与えつつあります。常に国際テロに関する最新情報を入手するように努めて不測の事態に備えてください。

(2) 誘拐対策

モルディブでは、これまでに邦人を対象にした身代金目的の誘拐事件が発生したことはありません。しかしながら、平素から最悪の事態に備え危機管理の一環として対策を講じる必要があります。

(ア) 対策

- 人前での言動には十分注意する。(恨みを買う可能性がある。)
- 住居等に出入りする時が最も誘拐・襲撃に遭いやすいので、建物へ出入りする際は、周りに怪しげい人物や車がないかチェックする。
- 夜の遅い時間帯の外出はできる限り控え、外出する場合には、必ず家族や知人に行動予定を知らせておき、なるべく複数人数で行動をとる。
- 単身赴任の場合、当地の友人や日本の家族等に定期的に連絡するように心掛ける。
- 誘拐犯人は、一般的に犯行に襲撃目標の下調べをするので、普段の行動を予見されないため行動経路・時間を変えるように注意する
- 不審な電話があった場合には、警察、友人、同僚等に電話の内容を通知する。
- 尾行を察知した場合は、警察・軍施設等の前で停車し、様子を見る。また、状況により経路を変更するなど、臨機応変に行動する。

(イ) 不幸にして人質となった場合

- 絶対に抵抗せず、犯人との融和な関係を保つ努力をする。
- 捕らわれて孤独な状況に置かれても、警察、関係者、家族等の多くの人々が一体となって救出努力をしていることを忘れず、冷静沈着に心掛け、常に情勢を有利に導くよう努力する。
- 犯人の指示にできるだけ従い、挑発したり、刺激したりしないよう言動に気をつける。

6 麻薬事件等に対する警戒

近年、海外で日本人が麻薬や覚せい剤などの違法薬物の密輸に関与し、拘束され、死刑を含め重い刑罰を受ける事案が数多く報告されています。

その中には、アルバイトのような軽い気持ちで荷物の運搬を引き受け、知らないうちに違法薬物の運び屋にされ、空港において逮捕される事案もありますので、モルディブ人等から「この荷物を日本の友人に渡して欲しい。」等の依頼については十分に注意し、違法薬物の密輸に巻き込まれないように十分注意してください。

7 緊急時に役立つ簡単な現地語（ディベヒ語）

「泥棒」＝ワグ

「助けて」＝エヒーブン

「警察」＝スィファイン

「パトカー」＝スィファインゲー カー

「警察を呼んでくれ」＝グラー スィファインナー

「救急車」＝アンビュランス

「火事だ」＝アリファーン

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

〈内乱、暴動等に備えた日本人心得〉

（注：この心得は万一に備えたものであり、近く当国で内乱等の事態が起きることを前提としたものではありません。）

万一、内乱、暴動等（以下「内乱等」という）の緊急事態が発生した際には、大使館は全力でその対応に当たりますが、在留邦人の皆様におかれても、平素から自己の安全対策に万全を期する努力をしていただくことが大切です。

大使館では、緊急時に在留邦人の皆様が的確かつ迅速に対応できるよう、以下のとおり平素の心構えと必要な準備及び緊急時の行動について必要な諸点をまとめてみました。在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に、緊急時に落ち着いて対処するよう心掛けてください。

退避時には携行品と共に携行してください。

日頃より、定期的に目を通してください。

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

- (ア) 在留邦人の方は在留届の提出を励行してください。在留届に変更（住所、電話番号、帰国等）があった場合は速やかに変更届（帰国届）を提出してください。（郵送、FAXも可能）
- (イ) 緊急事態発生の際には、当大使館より在留届で通報頂いたメールアドレスや電話を通じて情報を提供します。また、必要に応じ退避要領等につきご連絡しますが、電話回線が不通等の場合には、NHK海外ラジオ放送により必要な連絡を行うことがありますので、予め短波放送受信可能なラジオを購入しておくことをお勧めします。（電池の準備もお忘れなく。なお、NHKの海外放送については、本省及びNHKの協力を得て行う必要がありますので、実施まで多少時間がかかることを予めご理解願います。）
- (ウ) 在留届の連絡先に変更があった場合には速やかに在スリランカ日本国大使館にご一報ください。また携帯電話の番号・Eメール・アドレスもできるだけ記載していただけるようよろしくお願いします。
- (エ) 緊急事態はいつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間及び企業内での緊急連絡方法につき決めておき、お互いに所在をできる限り明確にできるようにしておくことをお勧めします。

(2) 一時避難場所及び緊急時退避先

(ア) 一時避難場所の検討

内乱等による戦闘・騒乱が起きた場合はそれに巻き込まれる可能性があるため、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近付かないことを心掛けてください。緊急の際のとりあえずの避難場所（知人の家等。外部との連絡可能な場所が望ましい）を日頃から検討しておいてください。

(イ) 緊急時退避先等

大使館より、緊急事態発生時の状況に応じて、緊急時退避先への集結を勧告することがあります。モルディブは、多数の島々により形成されている国であり、また、在留邦人もそれらの島に分散しています。緊急事態が発生した際には不用意に船等で移動することは、危険が伴うと予想されますので、緊急避難先については、次の

通りとします。

(a) マレ島

原則として自宅待機。ただし、国外退避を要すると判断された場合には、Mookai Hotel又はJOCV事務所とします。

○Mookai Hotel : 333-8811

○JOCV事務所 : 332-2049

(b) その他の島

在留邦人が分散している島は、その大半がリゾート島であり、食料等が確保されていることにかんがみ、島に待機するものとします。

(c) 大使館の臨時オペレーション・ルームの開設

大使館は、緊急事態が発生した場合は現地に臨時オペレーション・ルームの開設を致します。開設先は次のいずれかとします。

○ Mookai Hotel (マレ島) : 333-8811

○ Hulhule Island Hotel (空港島) : 333-0888

(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備

(ア) 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいてください。

(イ) 緊急時には一定期間自宅での待機も予想されますので、非常用食料、医薬品、燃料等を基準として約10日分準備しておくことをお勧めします。(資料「緊急事態に備えてのチェックリスト」参照)

(ウ) 緊急退避先へ避難後、しばらくの間は退避先で待機しなければならない事態もあり得ます。その際、食料、日用品、寝具等の生活用品が不足することが予想されますので、各人でできるだけ持参していただくようお願いします。

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当大使館は所要の情報収集及び情勢判断を行い、その対策を策定し、緊急連絡網、NHK海外放送又はインターネット外務省ホームページを通じ、随時最新状況を通報致します。平静を保ち、デマ

に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

(7) 当大使館からの連絡は、原則Eメールによる一斉通報等により随時通報致します。それらの利用が不可能な場合は、NHK海外ラジオ放送（短波）を利用し、随時通報致します。常に受信できるようにしておいてください。

(イ) 緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送テレビ等による情報収集を各自心掛けてください。主なラジオの周波数は以下の通りです。

VOM(Voice of Maldives) 1. 449MHz（英語ニュース）

NHKワールド・ラジオ日本（NHK海外放送）

* NHKワールド・ラジオ日本（NHK海外放送）

周波数は時期により変更されますので大使館領事班等に問い合わせてください。また、インターネットにより、日本語放送周波数などの情報が入手できます。なお、情報は無料ですが通話料は利用者負担です。

アドレス：<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/shortwave/howto.html>
（ホームページから国際放送にアクセス）

(ウ) 可能であればインターネットを通じて外務省ホームページも参照してください。

アドレス：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(3) 当大使館への通報等

(7) 緊急事態が発生した場合は、大使館から在留邦人の皆様の安否等を確認するため電話連絡を行いますが、自らも積極的に大使館に安否を電話連絡して頂くようお願い致します。特に大使館が把握している以外の場所に移動する場合又はホテル若しくは知人宅に退避している場合などには、そのことによって早期の確認が可能となります。

(イ) 自分や家族若しくは他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ場合又はそのおそれがある場合は、迅速かつ具体的にその状況を大使館に連絡してください。

(ウ) 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応することが必要になります。大使館より在留邦人の皆様にも種々の助力をお願いすることがありますのでご協力ください。

特に国外退避等の状況が発生した場合には、マレ在住邦人企業関係者、JOCV関係者にあらゆる面での協力を依頼することになりますのでよろしくお願い致します

(エ) 現場の情報の内、通報する必要があると認めたものは、随時大使館に通報していただきますようお願いいたします。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。

(4) 国外への退避

(ア) 事態が悪化し、各自又は会社等の判断により自発的に、あるいは大使館の勧告により帰国又は第三国へ避難する場合は、その旨を大使館に通報してください。大使館への連絡が困難である場合は、日本の外務省の海外邦人安全課又は南西アジア課（外務省代表電話03-3580-3311）へ必ず連絡してください。

(イ) 大使館が「退避勧告」を出した場合、一般商業便が運航している間は、それを使って可能な限り早急に国外へ退避してください。

一般商業便が運航中止となった場合又は満席で予約が取れない場合等には、臨時便の利用又はチャーター便の手配により（これらの利用に当たっては、片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。ただし、後払いも可能です。）、また状況によっては海上ルートを利用して退避することが必要となってくることもあり得ますので、大使館の指示に従うようにしてください。

(ウ) 事態が切迫し、大使館より退避又は避難のための集合を勧告された場合には、原則として上記1. (2). (ロ) で指定した緊急避難先に集合してください。その際、しばらくの間同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば非常用物資（資料「緊急事態に備えてのチェックリスト」参照）を持参するようお願い致します。

他方、緊急時には自分及び家族の生命・身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は最小限にさせていただくようお願い致します。なお、緊急事態発生時には、場合により大使館が避難先等への交通手段をアレンジする可能性も考慮します。

なお、状況により空港等に大使館特設カウンターを設置するなど、種々の出国支援（旅券を所持していない場合、旅券に代わる帰国のための渡航書の発給等）の可能性も考慮します。

IV 資料

緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券等

旅券については常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。(6ヶ月以下の場合は、大使館に切替発給の申請をして下さい。)

旅券の最終頁の「所持人記載欄」はもれなく記載しておいてください。下段に血液型も記入することをお勧めします。

なお、当国における滞在査証等は常に有効なものとしておくことが必要です。

(2) 現金、貴金属、預金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらは旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。現金は家族全員が最低限10日間程度生活できる程度の外貨及び当座のための現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。なお、出国する場合の空港使用料も必要です。

(3) 航空券の手配

緊急出国時における手続きの簡素化等のため、オープンチケットの事前購入をお勧めします。不要になった際のリファンドも対応できます。各会社、個人等での検討よろしくお願ひします。

(4) 自動車の整備等

(ア) 車をお持ちの方は常に整備を心掛けてください。

(イ) 燃料は常時十分入れておくようにしてください。

(ウ) 車内には常時、懐中電灯、地図等を備え置きください。

(エ) なお、自動車を持っていない人は、車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(5) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え次の携行品を準備しておいてください。

衣類・着替え、履物、洗面用具、非常用糧食(缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食、ミネラルウォーター等)、医薬品等(常用薬、常備薬、衛生綿、包帯、絆創膏等)、ラジオ(電池の予備)、懐中電灯(電池の予備)、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット又は防災頭巾(応急には椅子用クッション)

その他気づいたものがあれば、忘れないうちにすぐに準備しておいてください。常日頃の準備が肝要です。

(了)

緊急時連絡先リスト（モルディブ）

モルディブの国番号（960）

緊急時待避先名	電 話	備 考
1	事務所	
	JOCV事務所 3 3 2 - 2 0 4 9 (FAX 3 3 2 - 6 6 4 3)	
2	ホテル	
	Mookai Hotel 3 3 3 - 8 8 1 1 (FAX 3 3 3 - 8 8 2 2)	マレ島
	Hulhule Island Hotel 3 3 3 - 0 8 8 8 (FAX 3 3 3 - 0 7 7 7)	空港島
3	病 院	
	I GMホスピタル 3 3 3 - 5 3 3 5	
	ADKホスピタル 3 3 1 - 3 5 5 3	
	AMDクリニック 3 3 2 - 5 9 7 9	
4	その他（政府関係）	
	モルディブ外務省 3 3 2 - 3 4 0 0（代） (FAX 3 3 2 - 3 8 4 1)	
	フライト情報 3 3 2 - 2 2 1 1	
	番号案内 1 9 0（国外案内）、1 1 0（国内）	
	火事 1 1 8	
	警察 1 1 9	

【在スリランカ日本国大使館】

ホームページ <http://www.lk.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

電話：+94-11-269-3831～3

緊急電話：+94-11-242-2097

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>